

議案第100号関連資料
明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 目的

出産育児一時金に係る産科医療補償制度の見直しが行われ、令和4年1月1日より当該制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げられることとなりました。また、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給額は420,000円を維持すべきとされました。

これらを踏まえ、健康保険法施行令が改正され、令和4年1月1日より出産育児一時金の支給額が404,000円から408,000円に引き上げられるため、本市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

2 概要

出産育児一時金の加算額を減額するとともに、出産育児一時金を引き上げる。

(1) 出産育児一時金支給額

	現行	改正案
出産育児一時金	404,000円	408,000円 (+4,000円)
産科医療補償制度掛金(加算額)	16,000円	12,000円 (-4,000円)
合計	420,000円	420,000円 (±0円)

※ 産科医療補償制度

分娩機関を通じて掛金を支払うことで、分娩により重度の脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺の原因分析を行い、再発防止策を講ずることにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の向上を図ることを目的としています。

(2) 施行期日

令和4年1月1日

3 県内他市町の動向

全市町が同様の条例改正を行う予定です。

【参考】本市の出産育児一時金の支給実績

		支給件数		支給額
		加算額あり	加算額なし	
平成30年度	237件	224件	13件	99,332千円
令和元年度	207件	192件	15件	86,700千円
令和2年度	182件	169件	13件	76,232千円